

## 堺市公営企業職員の給与及び旅費に関する規程の一部を改正する規程

堺市公営企業職員の給与及び旅費に関する規程（平成18年上下水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「交通用具」の次に「(以下「自転車等」という。)」を加え、同項第2号中「交通用具」を「自転車等」に改め、同項第3号中「(市職員給与条例第17条第1項第2号に規定するものをいう。以下同じ。)」を削り、同条第2項第1号中「交通機関」を「当該職員が交通機関」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 当該職員（通勤のため自転車等のみを使用することを常例とする職員を除く。）が自転車等を使用して旅行をした場合 路程に応じて1キロメートルにつき37円  
第4条第2項第3号を削る。

別表第2を削る。

### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の第4条の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。